

○浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、浜田市美又温泉美肌観光拠点施設の敷地内に整備するにぎわい創出エリアへ新たに商業施設を整備する事業者、美又温泉街の空き店舗等を活用した事業を実施する事業者及び既存店舗、宿泊施設を経営する事業者等に対し、事業費の一部を補助することにより、美肌観光の推進及び美又地域の活性化を図ることを目的とし、その補助金の交付に関しては浜田市補助金等交付規則（平成17年浜田市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間商業施設等 営業用店舗、レストラン、土産物店、宿泊施設（旅館・ホテル等）を含む団体法人又は個人事業主が運営する施設をいう。
- (2) 空き店舗・空き家等 本市内に所在し、以前に商店、事業所、居宅として使われていたものの、廃業、移転、転居などで不在となっており、次の入居者やテナントが決まっていない状態の建物等をいう。
- (3) 補助対象経費 施設整備費、備品購入費、改修費その他本事業の実施に必要な経費をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 民間商業施設用地の新規施設整備事業
- (2) 空き店舗・空き家等の改修事業
 - ア 取得店舗改修事業
 - イ 賃貸店舗改修事業
- (3) 既存店舗・宿泊施設等の活用事業
 - ア 新規顧客誘致に向けた改修事業
 - イ 防災減災関連改修事業

(補助対象者等)

第4条 補助対象者、補助要件及び補助金額等は、別表に掲げるとおりとする。また、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業の実施前7日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象経費の見積書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しな

ればならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金等の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を、交付しないことに決定した場合はその理由を、速やかに美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に対して補助金を交付する場合、以下の要件を付して交付決定を行わなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助対象期間内に補助事業を休止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) この補助金の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) 補助事業者が第1号から第7号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を補助事業者へ納付させることができる。
- (9) 交付決定日から5年未満での補助事業の廃止の場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を補助事業者へ納付させることができる。

(交付決定ができない場合)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定をしてはならない。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(変更承認申請)

第9条 補助事業者は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 補助事業者は、当該補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 第6条の規定は、第1項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第6条ただし書の規定による交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、同条に規定する当該補助金の消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第6条ただし書の規定による交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により同条に規定する当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助事業等に係る補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第1号の場合は、既に経過した期間に係る部分については、取り消すことができない。

- (1) 補助金等の交付決定後の事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき（補助事業者等の責に帰すべき事情によるものを除く。）。
- (2) 補助事業者等が、当該補助金等を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助事業者等が、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者等が、当該補助事業等に関し、法令、この規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。
- (5) 補助金等の交付の目的に従って利子を軽減して融通する資金の融通を受けたものが、法令、規則その他知事の定める条件に違反したとき。

2 前項第2号から第5号までの規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(1) 補助要件に違反することとなった場合

(2) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合

3 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当した場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(帳簿等の保存)

第14条 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年8月19日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに、交付決定を受けた者については、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

種類		補助対象者	補助対象経費	補助要件	補助金額等
1 民間商業施設用地の新規施設整備事業		1 本市内に営業所又は住所を有する法人又は個人（補助金交付申請時点で、市内に本店、支店又は営業所等がない場合は、補助事業が完了するまでに本店、支店又は営業所等を置くこと。） 2 美肌のまち浜田推進委員会の会員であること（補助金交付申請時点で会員でない場合は、補助事業が完了するまでに同委員会へ加入すること。）。	施設整備費及び備品購入費	1 民間商業施設用地において営業用店舗等を新築すること。	補助対象経費の50%以内の額（限度額は1区画あたり2,000万円。）
				2 美又温泉美肌観光拠点施設（にぎわい創出エリア）民間事業者（出店者）選定審査会において、出店者として内定を受けていること。	
				3 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	
2 空き店舗・空き家等の改修事業	ア 取得店舗等改修事業			1 美又温泉街の空き店舗、店舗併用住宅、事務所、空き家等を取得し、改修により開店、又は賃貸による商業用施設として増改築（改修含む）すること（ただし、店舗兼住宅の場合は住宅部分を除く）。	補助対象経費の40%以内の額（限度額は500万円。）
	イ 賃貸店舗等改修事業			2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	補助対象経費の30%以内の額（限度額は300万円。）
3 既存店舗・宿泊施設等の活用事業	ア 新規顧客誘致に向けた改修事業			1 美又温泉街の既存店舗・宿泊施設等で、新たな顧客層を呼び込むための整備	補助対象経費の30%以内の額（限度額は300万円。）

				(改修含む)又は新たな誘客に取り組むための整備等 2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	
	イ 防災減災関連改修事業			1 防災をはじめとする安全対策のための整備(改修含む) 2 当該事業に対し、他の同種の補助金等の交付を受けていないこと。	補助対象経費の30%以内の額(限度額は60万円。)

備考 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名

（署名又は記名押印）

美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金
交付申請書

年度において、美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等
支援事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市美肌観光拠点施
設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定によ
り申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付申請額 円

3 事業実施期間

4 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

様式第 2 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金
交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金交付決定額 円

3 交付条件

（却下理由）

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所
氏名

美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金
変更承認申請書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって交付決定のあった美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業について、下記のとおり変更したいので、浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の理由
- 3 添付書類

様式第 4 号（第 10 条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所
氏名

美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業実績報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業の実績について、下記のとおり浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の経費精算額 円
- 4 補助金の交付決定通知額 円
- 5 補助事業の経過及び内容
- 6 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助事業の経過又は成果を証する書類、写真等
 - (4) その他

様式第 5 号（第 11 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜 田 市 長



美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業
補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました美肌観光拠点施設に
ぎわい創出エリア施設整備等支援事業について、下記のとおり補助金の額を
確定しましたので、浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等
支援事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 補助事業の名称 | |
| 2 | 補助金の交付決定通知額 | 円 |
| 3 | 補助事業の対象経費の精算額 | 円 |
| 4 | 補助金の交付確定額 | 円 |
| | （交付決定通知額）－（交付確定額） | 円 |

様式第 6 号（第 12 条関係）

美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金
交付請求書

一 金								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

これは、 年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付
決定通知（確定通知）のあった補助金

内 訳	既 交 付 額	円
	今回請求額	円
	未 交 付 額	円

浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交
付要綱第 12 条の規定により、上記のとおり請求します。

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

補助金の交付については、下記への口座振替を希望します。

金 融 機 関 名								
同 店 舗 名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店							
預 金 種 目	1 普通	2 当座	3 その他（	）				
口 座 番 号								
口 座 名 義 人	フリガナ							

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

浜田市長 様

住所

氏名

美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金
補助金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け浜田市指令 第 号をもって、交付決定のあった美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金について、浜田市美肌観光拠点施設にぎわい創出エリア施設整備等支援事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額 金 円
(年 月 日付け、浜田市指令 第 号による確定通知額)
- 2 補助金額の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2） 金 円

（注）3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

- ・補助事業者の消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し